

## 前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成24年2月14日(火)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)  
(委員)  
岩松浩之委員, 植木康夫委員, 梅澤朋子委員, 小川正明委員, 加島康宏委員,  
下城茂雄委員, 都丸晃委員, 中村孝委員, 宮崎重子委員, (以上9人)  
(説明者)  
前橋家庭裁判所 安田雅泰次席家庭裁判所調査官  
同 冬木論訟廷管理官  
(事務担当者)  
浅野一夫事務局長, 山田稔首席家庭裁判所調査官, 池ノ内潔首席書記官, 佐  
藤雅史事務局次長, 田崎徳行総務課長, 岡田文男総務課課長補佐
- 4 議事
  - (1) 開会のことば
  - (2) 委員の交代について
  - (3) 意見交換等  
テーマ「子を巡る家裁実務の動向(子の意思の把握, 親権停止制度について)」
  - (4) 次回期日の指定
  - (5) 閉会のことば
- 5 議事経過
  - (1) 開会のことば
  - (2) 委員の交代について  
相原雅子委員, 佐藤主税委員が退任し, 新たに上原徹委員, 加島康宏委員が  
任命された旨の報告があった。
  - (3) 意見交換等
    - 本日は, 「子を巡る家裁実務の動向(子の意思の把握, 親権停止制度につ  
いて)」をテーマとしました。前回, 「家事調停の現在とこれから」という

テーマで、家事事件手続法の主な改正点を説明させていただきましたが、「子の意思の把握」について御意見をいただく時間がありませんでした。

本日の家裁委員会では、子の意思の把握、親権停止制度について御説明させていただき、皆様の御意見をうかがい、今後の事務処理の参考にしたいと思います。どうか忌憚のない御意見をお聞かせください。

ア 「子の意思の把握」について概説説明

イ 児童室の見学・説明

ウ 質疑応答

○ 刑事の可視化の流れとプライバシーの問題で、例えば父親が児童室で面会しているのを母親が見ることについて、オープンにした方がいいのかということと、撮った映像を担当の家裁調査官だけでなく、判断を下すべき立場の裁判官がもう一度、その動画を見て判断すべきではという気がしました。

△ 例えば父親と子が遊んでいるのを母親が見る場合には、父親から了解をとっています。

なお、面会交流している際のビデオ録画は、報告書を作成する上で、短時間での面会交流中のちょっとした行動や仕草、反対向きになって見えなかった子の表情などを確認するために利用しています。

○ 撮影を意識したカメラ目線で親が対応していることも想定し、その上で報告書を作成する必要があると思います。

また、調停から審判に移行した場合などにおいて、審判で証拠としてビデオテープが使えるのでしょうか。

● 調停事件の場合には録画はしていませんので、証拠として出すような事にはなりません。

○ カメラ目線ということについては、その部分を判断するためにも、家裁調査官のスキルアップが必要だと思います。

○ 最近は育活と言って、若い男性が育児に積極的に参加することが多くなったと思います。

△ 確かに男性が育児をしているケースが出てきています。父親がおむつ交換をするなど、よく面倒を見ており、子が父親によくなっていることもあります。

- かつては2, 3歳の子がいる夫婦が離婚する場合には, 子は母親が引き取るとの認識が互いにあり, 親権についてはスムーズに決まったことも多かったと思います。
- △ 少子化の時代になり, 1人の子を夫婦で奪い合うケースも多くあります。また, 親の後ろに祖父母の存在が見えたりすることもあります。
- 複数の子がいる場合, 例えば兄を父親, 弟を母親というように, 兄弟を別々に引き取るケースもあるのですか。
- △ 親の都合ではなく, あくまで子の福祉の観点から考えるべきです。
- △ 今回の改正は, 子の立場に立って, 協議離婚をする場合にも子の立場を考えた上で離婚してくださいというものです。
- 調停の申し立てをする夫婦は, 双方で話し合いもできず, どうにも出来ない状態で申し立てをする場合が多いのですが, そのような状態では, 子も心を傷つけられている場合が多いと思います。

#### エ 「親権停止制度」について概説説明

- 親権喪失の申立をした場合に, 親権を喪失するまでもなく, 停止が相当として親権停止になることや, 逆に親権の停止を申し立てた場合に, 喪失することもあるのですか。
- そのような場合には申立ての趣旨を変えてもらうことになると思われます。
- 二度目の申立ては可能なのですか。
- 親権の停止の申立をした後に, 喪失の申立てをすることもできます。ただし, 停止していれば親権を行使できないため, 喪失の必要が生じる場合は無いと思われます。
- 虐待により傷害罪にあたるようなケースで, そのような場合に裁判所と検察庁で連携することはできないのでしょうか。
- 児童相談所から検察庁へ通報することになるとと思いますが, その関係で裁判所から検察庁へ刑事告発したというのは聞いたことがありません。
- 同じ司法でありながら, 裁判所と検察庁で別々に調査して, 同じ判断をしていることについて, 税金の無駄遣いではないかと不思議に思ったことがあります。共同して捜査することができないものかと思ったことがあります。
- 検察庁が起訴した事件の事実が正しいか判断するのが裁判所であり, 共同

捜査などは基本的な理念として相容れないと思います。

- 検察庁が犯罪捜査として集めた資料を、そのまま裁判所で使うことは無理だと思います。少年事件で家裁送致になるというのであればそのまま提出することになりますが、それ以外は難しいと思います。
- 大変貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた御意見を今後の調停事件の処理、運営に活かしていきたいと思います。

以 上

(注) ○裁判所関係者以外の委員の発言

●裁判所関係委員の発言

△裁判所側の説明